



写真 166 園田競馬ナイター開催（岩崎電気提供）

野に園田・姫路競馬場の存続のあり方が検討されていたが、インターネット投票の利便性の向上と、女性モニターの募集（平成十八年）、特別観覧席、グループ席の設置（二十四年）など、新たなファンの獲得に向けた施策の継続が奏功し、三十年以降も園田競馬・姫路競馬場の売得金はピーク時に迫る勢いで増加を続けている。

平成三十年、国はギャンブル等依存症対策基本法を制定した。この法律の第七条には、関係事業者の責務として、国や地方自治体が実施するギャンブル等依存症対策への協力と、事業を行うに当たつてのギャンブル等依存症の予防等への配慮について規定されている。兵庫県内の公営競技の事業者では、本法律の制定以前から、注意喚起等の取組が行われていたが、兵庫県に現存する競艇と競馬には、ギャンブル等依存症対策を踏まえた、レジジャー、スポーツとしての新たな価値の創造が求められている。

第四節 グローバル化と多様化の国際交流

一九九〇年代後半以降に国際交流の中心的概念として打ち出された「多文化共生」は、阪神・淡路大震災からの復興の中で生まれ、この時期も引き続き県の国際交流政策を形づくった。加えて「グローバル化」も



写真 167 兵庫県ブラジル事務所が入居する兵庫姫路会館

意識されるようになった。

県は、国際関係課における施策や兵庫県国際交流協会の取組を通じて、国際交流分野における「多文化共生社会の実現」「交流人口の拡大」「人づくりへの貢献」に取り組んだ。

一 グローバル化への対応

自治体間国際交流
体制の維持・拡大

兵庫県がこれまでに結んだ七つの友好・姉妹協定は、相互理解と交流の基盤として機能した。多くの場合、周年を迎えるごとに記念事業が企画され、知事をはじめ各種団体が

現地を訪問し、記念式典や交流協議、観光・物産展、文化交流イベント、セミナーなどが開催された。さらなる交流の推進、拡大を確認する機会となった。また姉妹提携先のブラジル・パラナ州には平成十八（二〇〇六）年四月、ブラジルをはじめとする南米諸国との交流促進と南米日系人社会支援のために、それまでの連絡事務所の体制・機能を強化した兵庫県ブラジル事務所が開設された。同事務所は、日本語スピーチコンテスト、朗読大会の開催支援やひょうご若手地域農業リーダー育成研修事業の支援などの交流事業に取り組んだ。県内の市町ではたつの市が、平成二十七年十月に市制一〇周年を記念して、ワシントン州コピントン市との間で姉妹都市協定を締結した。その他の市町も提携関係を維持拡大した（表52、53）。

表 52 兵庫県及び県内市町の友好提携

自治体	提携先自治体	締結年月日
神戸市	仁川市（韓国）	平成22（2010）年4月6日
加古川市	オークランド市（ニュージーランド） *2010年、オークランド市がワイタケレ市など6自治体を合併したことに伴い、再調印	平成24（2012）年5月14日
淡路市	義烏市（中国・浙江省）	平成26（2014）年7月11日
たつの市	コピントン市（米国・ワシントン州）	平成27（2015）年10月4日
三木市	フェデレーション市（オーストラリア） *旧コロワ市、旧ウラワ市の合併による再調印	平成29（2017）年10月5日
神河町	ディゴス市（フィリピン）	平成30（2018）年7月5日
丹波市	ケント市・オーバン市（米国・ワシントン州） *3市による再調印	平成30（2018）年8月10日

（兵庫県ホームページより作成）

表 53 兵庫県と海外自治体の交流提携

自治体	主な交流事業の内容	交流開始／ 協定・覚書締結時期
セヌ・エ・マルヌ県（フランス）	人物交流	平成3（1991）年4月
アンドル・エ・ロワール県（フランス）	人物・経済交流	平成3（1991）年
シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州（ドイツ）	経済・人物交流	平成9（1997）年11月
アヴェロン県（フランス）	経済・環境・学術・文化交流	平成12（2000）年11月
江蘇省（中国）	経済交流	平成18（2006）年8月
ホーチミン市（ベトナム）	友好・経済交流	平成19（2007）年10月
慶尚南道（韓国）	人物・文化交流	平成24（2012）年2月
ノール県（フランス）	経済・人物・学術交流	平成25（2013）年9月
ドンナイ省（ベトナム）	経済交流	平成25（2013）年4月
グジャラート州（インド）	人物・経済交流	平成13（2001）年 （覚書締結は平成28（2016）11月）
ハナム省（ベトナム）	経済交流	平成28（2016）年11月
ロンアン省（ベトナム）	経済交流	平成29（2017）年5月
カントー市（ベトナム）	経済交流	平成29（2017）年5月
ネブラスカ州（米国）	経済・学術交流	平成30（2018）年7月

（兵庫県ホームページより作成）

友好・姉妹提携とは別に、様々な国・地域の自治体との間で経済交流や学術交流、教育交流が進んだのがこの時期の特徴であろう。特に目を引くのがベトナムとの交流の深まりである。県はホーチミン市（平成十



写真 168 「兵庫県とインド・グジャラート州との相互協力に関する覚書」締結式

九年十月）に始まりドンナイ省（二十五年四月）、ハナム省（二十八年十一月）、ロンアン省（二十九年五月）、カントー市（二十九年五月）との間で相次いで友好・経済交流、相互協力に関する覚書や共同声明を交わした。二〇〇〇年代半ば頃から、日本とベトナムとの関係が経済分野を中心に急速に深まったことと軌を一にした動きであったと思われる。日越両政府は平成十八年十月に「アジアの平和と繁栄のための戦略的パートナーシップ」を締結、これが平成二十六年三月には「広範な戦略的パートナーシップ」へと格上げされ、経済協力、文化交流に加えて安全保障分野でも二国間の協力関係は拡大、深化している。この間、平成二十一年十月には両国間の経済連携協定（EPA）が発効した。日本はベトナムにとっての最大の政府開発援助（ODA）供与国であり、投資額も第二位を誇る（平成二十八年現在）。インフラ整備や人材育成、観光、日本企業の進

出など多角的かつ双方向の経済交流の枠組みとして、県はベトナムの自治体との関係強化を図っているのである。そのほか、中国・江蘇省（平成十八年八月）、韓国・慶尚南道（二十四年二月）、フランス・ノール県（二十五年九月）、米国・ネブラスカ州（三十年七月）、インド・グジャラート州（二十八年十一月）との間でも、経済交流や学術、教育交流に関する共同声明や合意文書が発表された。

インド・グジャラート州についてもみておきたい。独立運動の指導者、マハトマ・ガンデーの生誕地として有名な同州は、ナレンドラ・モディ、インド首相が州首相時代にインフラ、外資誘致に係るビジネス支援制度を



写真 169 姉妹・友好州省サミット

整備し、飛躍的に発展した。特に製造業の振興には目を見張るものがあり、日本のスズキをはじめ、アメリカのフォード、GM（ゼネラルモーターズ）、インドのタタ・モーターズやドイツのボッシュ、シーメンスなどが進出している。日印共同の産業インフラ開発プロジェクト、デリー・ムンバイ間産業大動脈構想（DMIC）は、発展をさらに後押しすることが期待された。兵庫県とグジャラート州との親交は、平成十三年にグジャラート州がインド西部大地震に見舞われた際、県が県民からの義捐金を基にグジャラート州の学校再建などを支援する「スクールプロジェクト」を実施したことから始まった。以後、知事・首相による相互訪問をはじめ、防災担当者の研修受入れや青少年交流など、様々な分野で交流を深めた。これらを背景に、平成二十八年十一月、安倍晋三首相とモディ首相立会の下、「兵庫県とインド・グジャラート州との相互協力に関する覚書」を締結し、知事を代表とする友好代表団、経済交流団を相互に派遣するなど、更なる交流促進を図っている。

平成三十年九月には、ひょうご県政百五十周年の記念事業の一環で、姉妹・友好州省等の代表者を招いた「姉妹・友好州省サミット」（HYOGO FRIENDS SUMMIT）を神戸ポートピアホテルで開催した。九カ国二二地域から、代表一二人を含む総数九〇人が参加し、「国際交流がもたらす地域の活性化」をテーマに議論が深められた。会議は共同声明「ひょうご宣言」を採択、姉妹・友好関係を貴重な財産と位置づけ、交流のネットワークを生かして防災・減災対策での相互協力など各地域のさらなる発展に向けて取り



写真 170 第9回世界華商大会

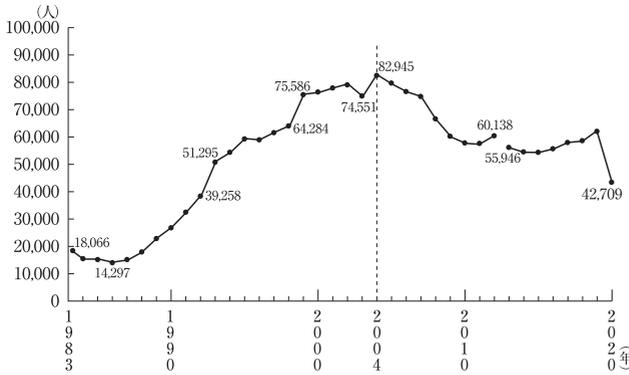
組むことを確認した。

民間・人 的交流

経済活動のグローバル化が進む中で、地域レベルでも国境を越えた経済交流を促進する必要がある。ますます大きくなった。グローバルに展開される経済活動の潮流を取り込むことによって、地域の活性化や雇用の確保を図る効果が期待された。県は、これまでに培われてきたこの地域の国際性を生かしつつ、県内企業の海外進出を支援するとともに、県内に立地する外資系企業やコンサルティング会社等と連携した企業誘致に取り組んだ。外国・外資系企業にとって魅力的なビジネス環境を整備し、国際経済拠点を形成することを目指して、産業立地条例（平成十四年四月一日施行）に基づく国際経済地区の指定を進めたのはその一環である。姉妹・友好州・省との交流の積み重ねも重要な基盤として位置づけられた。

平成十九年九月中旬、三日間にわたって神戸市で開催された第九回世界華商大会（世界各地の中国系企業経営者の会合。二年ごとに開催される）には、三三の国と地域から約三六〇〇人が参加し、華僑と日本企業とのビジネスマッチングフェアや経済・技術交流、日本と華人・アジア・中国との関係に関する討論会などが開催された。目覚ましい経済成長を続ける中国との関係強化、そして中国系の人々のグローバルなネットワークと日本経済を連結する効果が期待された。世界華商大会の開催は、この年県が選んだ一〇大ニュースにも挙げられている。

観光面においては、円安、ビザ緩和、格安航空券の普及とアジア地域にお



※2012年統計までは、外国人学生（受け入れ国の国籍を持たない学生）が対象だったが、2013年統計より、高等教育機関に在籍する外国人留学生（勉学を目的として前居住国・出身国から他の国に移り込んだ学生）が対象となったため、比較ができなくなっている。

図 67 日本人留学生数の推移
(文部科学省ホームページより作成)

ける「中間層」の増大により、日本への外国人観光客が平成二十四年以降急増した。平成三十年には、訪日外国人は三〇〇万人を超え、外国人観光客の消費が寄与する「インバウンド需要」が、日本の地域経済の中で重みを増した（第六章第五節三「外国人観光客の急増—インバウンドの急拡大」参照）。

人的交流の促進が、「グローバル人材」を育成するという観点から国家戦略に組み込まれたのがこの時期

の特徴であろう。経済のグローバル化を背景に、安倍晋三内閣（平成二十四年十二月〜令和二年九月）は教育、とりわけ高等教育を成長戦略の重要な要素として位置づけた。平成二十五年六月に閣議決定された「日本再興戦略—Japan is Back」は、「世界に勝てるグローバル人材を育てる」ための施策の一つに、二〇二〇年までに日本人留学生を六万人（平成二十二年）から一二万人に倍増させることを目標に掲げ、高校生・大学生の海外留学を推奨した。県は、中国・広東省及び海南省との間の高校生交流事業（派遣・受入）、ロシア・ハバロフスク州との少年・少女交流事業やスポーツ交流事業（派遣）など、友好・姉妹提携関係を基礎に交流事業を実施した。また、平成二十年度に始まったオックスブリッジ英語サマーキャンプは、英国・オックスフォード

大学及びケンブリッジ大学の学生を県内の大学・高校等に派遣し、英会話やディスカッションの授業を行うとともに生徒・学生たちと交流を深める機会を提供している。

県内のNGO／NPOの活動も人的交流を支え、多文化共生社会の推進力として機能する存在である。平成三十年十一月には、県政百五十周年を記念して、神戸グローバル・チャリティ・フェスティバルが県内外
国人コミュニティや他のNPO等と協働し、「世界のふれあいひろば」フェスティバルを神戸中華同文学学校で開催した。外国にルーツを持つ県民をはじめ、学生や家族連れなど約三二〇〇人が集い、国際運動会、世界のダンス演奏会、民族楽器演奏などを楽しみ、国籍や年代を越えたふれあい交流の輪を広げた。

国際会議 一九九〇年代に設立された北東アジア地域自治体連合は、都市や自治体の協力ネットワークや気候変動関連の国際機関、学術機関などとの協力関係を構築しつつ、二〇〇〇年代以降も活動を展開し

た。会員自治体も増加し、平成三十年現在、六カ国（中国、日本、韓国、北朝鮮、モンゴル、ロシア）七八自治体が加盟している。二年ごとに開催される総会、実務委員会のほか、専門領域別に設立された分科委員会を通じて情報交換や様々なプロジェクトが実施されてきた。兵庫県は防災分科委員会のコーディネート自治体であり、県の防災訓練体験や関連施設の視察、防災マニュアルの作成など防災分野の交流を通じて、北東アジア地域全体の防災能力の向上を目指した。

県内を会場とする国際会議は、地域における情報発信、国際交流の契機となることから、県は淡路島夢舞台国際会議場を活用した国際会議の誘致に取り組んだ。近年では、国際会議は参加者が多いことに加え、参加者や同行者向けに開催地の観光ツアーが用意されるなど経済効果も大きく、各国・地域とも盛んに誘致活

表 54 国内国際会議開催件数一覧
(150 件以上) (平成 30 年)

都道府県	開催件数	
	総数	うち中・大型
東京都	670	113
兵庫県	443	30
福岡県	427	50
京都府	367	53
大阪府	240	29
愛知県	216	17
神奈川県	163	45

※中・大型国際会議：外国人参加者50人以上および参加者総数300人以上

(「国際会議統計」より作成)

動を行っており、そうした競争の中に県はさらされている。神戸市と淡路市を中心に兵庫県で開催された国際会議の件数は、平成三十年には四三件、東京都(六七〇件)に次ぐ規模を誇った。ただし、中・大型国際会議(外国人参加者数三〇人以上、参加者総数三〇〇人以上)では三〇件で、東京都、神奈川県、京都府、福岡県に及ばない。

アジア太平洋フォーラム・淡路会議と国連大学グローバル・セミナーは、県が継続的に支援している国際会議である。前者は、アジア太平洋地域の多様な文化が共生する「新たなアジア太平洋のビジョン」を明らかにするとともに、その実現に向けて広く社会に政

策提案を行うことを目的とする。後者は、学生など若い世代と研究者や実務家が講演やグループ討論を通して交流し、地球規模の課題について認識を深め、対応能力を培うことを目的に掲げている。そのほか、この時期に兵庫県で開催された大規模な国際会議として二つ挙げておきたい。

一つは、前述の第九回世界華商大会(平成十九年)である。平成三年、シンガポールのリー・クアンユー首相が提唱し、シンガポール、香港、タイの三つの中華総商會を幹事役とするこの会議が、日本で開催されるのは初めてのことであった。開幕式には兵庫県と大阪府の知事、関西財界のリーダーが参加し、「華商」の経済力に対する関心の高さを物語った。南京町・中華街では神戸の華人コミュニティを中心に歓迎イベントや食事会などが企画された。また華人企業家に対して、日本の文化や社会、経済、企業をアピールする機



写真 171 G7 神戸保健大臣会合

会ともなった。

もう一つは、G7 神戸保健大臣会合（平成二十八年九月）である。サミットに合わせて開催される関係閣僚会合の一つで、G7/G8 の枠組みでは平成十八年のロシア、二十七年のドイツに次ぐ三回目、日本では初めての開催であった。保健に関する課題は国内問題にとどまらない地球規模の課題であり、解決のためには世界的な連携の枠組みの構築が必要となっている。同会合には、G7 各国のほか世界保健機構（WHO）、国連人道問題調整事務所（UNCHR）、経済協力開発機構（OECD）、世界銀行の代表や高官、さらにラオス、ミャンマー、シンガポール、タイの大臣も参加し、この年五月に日本が議長国を務めた伊勢志摩サミットで取り上げられた国際的な保健課題について議論を深めた。「公衆衛生危機に対する国際保健の枠組み強化」「薬剤耐性」「ユニバーサル・ヘルズ・カバレッジ（全ての人が、適切な健康増進、予防、治療、機能回復に関するサービスを、支払い可能な費用で受けられること）の達成と高齢化を焦点とする生涯を通じた健康の推進」「研究開発とイノベーション」について提言する「神戸コミュニケ」を採択した。

二 多文化共生社会を目指して―ひょうご多文化共生社会推進指針

平成二十年代の兵庫県の在留外国人数は、円高にリーマン・ショックの影響もあって、その半ば過ぎまで

減少が続いた。その後、留学生や留学後に就職する外国人が急増し、平成三十年には一万一〇〇五人と過去最高となった。この間、ベトナムの伸びが特に顕著であった。

在留資格別に見ると、平成三十年末では「特別永住者」（三万八二二四人、三四・七％）が最も多く、次いで「永住者」（二万五二四七人、二三・〇％）、「留学」（一万二三四八人、一〇・三％）の順となっている。「特別永住者」、「永住者」等の「活動内容に制限がない在留資格者」については、平成三十年末で七万二八九七人、外国人県民全体の六六・三％を占めており、全国の割合（五三・七％）を上回る。「活動内容に制限がない在留資格者」は長期滞在の場合が多く、本県の外国人県民は定住傾向が高いことが分かる。

グローバル戦略の一環として平成二十年七月に策定された「留学生三〇万人計画」（二〇二〇年を目標に留学生受け入れ三〇万人を目指す）の下で、日本で学ぶ外国人の数は、特に平成二十六年頃から急増した。平成十八年に県内の大学、短期大学・高等専門学校、専修学校（専門課程）で学ぶ留学生数は、三六五六人であった。平成三十年には約一・六倍、六〇四二人に増加した。このうち中国が二七四〇人（四五・三％）と最も多く、ベトナムの一六四二人（二七・二％）がこれに次ぐ。

外国人労働者は、労働者数・事業所数ともに一貫して増加傾向にある。統計調査を開始した平成二十年においては一万七一五人、二一八九事業所であったのが、平成三十年には三万四五一六人、六二七七事業所に達した。労働者数は約三・二倍で、日本全体の伸び率（三・〇倍）を上回っている。国籍別ではベトナムが一万三二一〇人（三八・三％）、次いで中国八九〇二人（二五・八％）、フィリピン二八二二人（八・二％）である。東南アジア諸国の存在感が増しているのは全国的な傾向と変わらない。また、本県においては「技能実

掲げた地方創生の観点からも日本人県民と外国人県民がともに地域の構成員として支え合い、協働して地域づくりに参画していくことがこれまで以上に重要となってきた。こうした状況を踏まえて、有識者等から成る「ひょうご多文化共生社会推進懇話会」（座長：芹田健太郎^{せりたけんたろう}）は、外国人コミュニティ等への聴き取り調査やアンケートを実施したほか、中長期的観点に立った議論を積み重ねた。同懇話会の報告書を基礎として、県は平成二十八年三月に「ひょうご多文化共生社会推進指針」を策定した。

この指針は、①多文化共生の意識づくり、②多文化共生の人づくり、③暮らしやすい生活基盤づくり、④

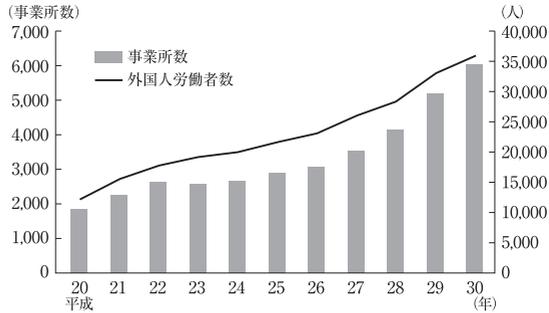


図 68 外国人労働者数及び外国人を雇用する事業所数の推移（兵庫県）

（『兵庫県労働局における「外国人雇用状況」の届出状況』より作成）

習」による労働者割合が高いのが特徴である。

こうした外国人県民の多国籍化に加えて高齢化の進展、定住傾向の上昇は、外国人県民に対する新たな指針・施策の必要性を高めた。

県は、平成六年三月に「地域国際化推進基本指針」を策定し、県内に生活の基盤を置く外国人を「外国人県民」と位置づけ、多文化共生社会の実現に取り組んできた。阪神・淡路大震災の経験を経て平成十五年度には、グローバル化に伴う社会情勢の変化に対応するため、「兵庫県国際新戦略懇話会」を設置した。同懇話会の報告に基づいて、県は外国人県民の安全・安心のためのネットワークの構築等の施策を展開した。しかしその後一〇年以上が経過する中で、外国人児童生徒等の日本語習得等に対する教育支援の重要性は一層高まった。第二次安倍晋三内閣が

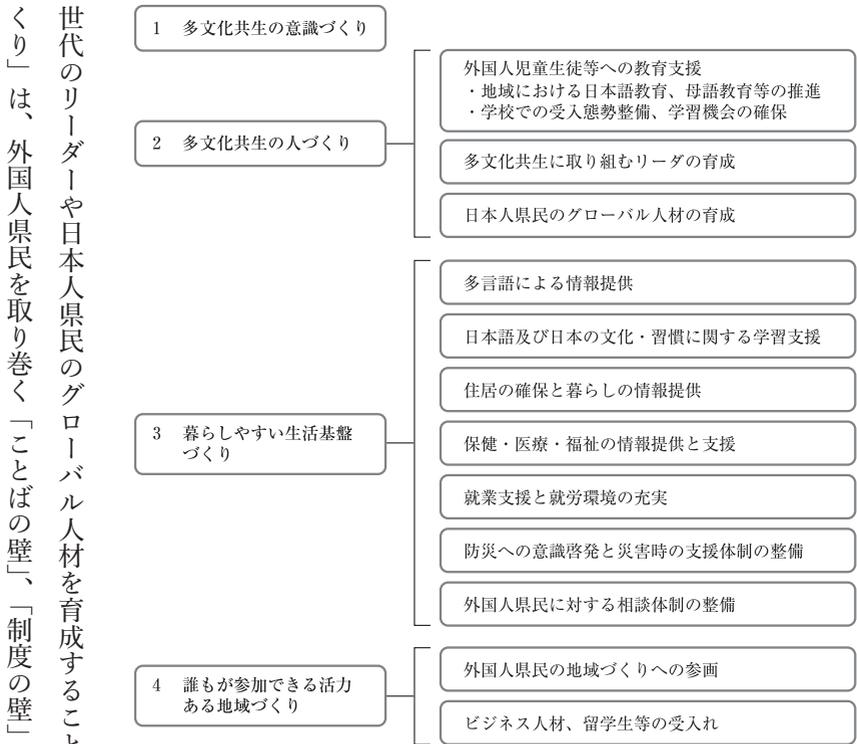


図 69 ひょうご多文化共生社会推進指針の取組体系

(「ひょうご多文化共生社会推進指針」より作成)

誰もが参加できる活力ある地域づくりの四つを基本方針としている。

「①多文化共生の意識づくり」は、日本人県民と外国人県民との間の「ことばの壁」を解消するため、全ての県民が多文化共生社会の理念を十分理解し、活力ある地域づくりに取り組んでいけるよう、多文化共生の意識づくりを推進することを目指した。「②多文化共生の人づくり」では、外国人児童生徒等が将来地域の中で自立して未来に向けて挑戦できるよう、日本語指導や母語による支援の充実、学校の受入体制の整備などを通して、多文化共生を担う次



写真172 ひょうご多文化共生総合相談センター
(兵庫県国際交流協会提供)

とともに、自己の能力を生かすことで地域社会に参画・貢献ができるよう、生活基盤づくりを推進することとした。「④誰もが参加できる活力ある地域づくり」では、外国人県民にも地域の構成員として地域づくりへの参画を求め、また海外からのビジネス人材や留学生等を積極的に受け入れることで、活力ある地域づくりを目指すことが掲げられた。

外国人県民へ
の多様な支援

以上四つの基本方針に沿って、外国人県民に向けた様々な施策が構築された。

①多文化共生の意識づくりの中心的事業は、多文化共生を考える研修会、人権総合情報誌「ひょうご人権ジャーナルきずな」の発行（平成二十八年四月）などを通じた啓発事業である。学校教育における人権教育資料の活用と普及、地域に学ぶ体験学習の支援や子ども多文化共生支援事業など、教育の場で多文化共生の意識を涵養することも重要な施策の一つである。

②多文化共生の人づくりは、外国人児童生徒等への教育支援が主要な事業となる。まず地域における日本語教育、母語教育等の推進が大きな課題であった。日本語理解が不十分な外国人児童生徒に対するケアや学校担当者を対象とする日本語指導担当者研修会（平成十八年）を実施した。また、新渡日の外国人児童生徒にかかわる母語教育支援（平成十八年）を行い、母語・母文化に触れる体験を通じて、当児童生徒のアイデンティティ確立の支援に取り組んだ。加えて、学校での受入体制の整備や学習機会の確保を目的とする事業も行われている。外国人児童生徒の学校生活への早期適



写真 173 神戸市立海外移住と文化の交流センター（神戸市提供）

応を促し、学習支援等を行うことを目的とする子ども多文化共生サポーター派遣事業（平成十四年）や子ども多文化共生センターの運営（平成十五年）、多言語相談員の派遣、帰国・外国人児童生徒等の就学及び学習言語習得を促進するための教育支援、外国人学校交流事業などが具体的な事業として挙げられる。

多文化共生に取り組みリーダーの育成や日本人県民のグローバル人材の確保も重要な柱である。前者は神戸市立海外移住と文化の交流センターを活用した在住外国人交流促進事業、外国人コミュニティの活動を支援する外国人県民生活サポート活動支援事業などで構成される。後者は県立高校の国際交流事業やHUMAP構想（第三編第七章第五節一の「民間・人的交流」参照）などの取組が想定されている。多文化共生の推進という政策目標の下で、様々な国際交流事業が統合されつつあるのが今日の国際交流である。

神戸市立海外移住と文化交流センターについて触れておきたい。昭和三十九年（一九二八）年に開設された国立移民収容所は、昭和三十九年十月神戸移住センターに改称、昭和四十六年に閉鎖されるまで、日本における海外移住の基地として、南米を中心に多くの移住者を海外に送り出した。神戸市は、我が国に唯一現存する移住関連施設である神戸移住センターを、海外移住の歴史と意義を後世に継承し、多文化共生の拠点施設としての役割を担う「神戸市立海外移住と文化の交流センター」として再整備した（平成二十一年六月開館）。同施設は、海外移住資料の展示や情報発信（移住ミュージアム機能）、増加する南米系日系人をはじめとする在住外国人の支援、市民と



写真 174 日本語講座（兵庫県国際交流協会提供）

の相互理解・共生の促進（在外外国人支援機能）、芸術交流を通じた多文化共生・地域活性化の具現化（国際芸術交流機能）という三つの機能を備え、多文化共生推進のための施策の一端を担っている。

③暮らしやすい生活基盤づくりは、外国人県民が安全・安心に暮らすために必要な施策であり、住まいや雇用、医療など多岐にわたる。日常生活に不可欠な日本語及び日本文化・習慣に関する学習支援については、県は日本語教育指導員の配置や日本語学習支援のボランティア育成などで対応した。平成二十六年からは、日常生活で役立つ日本語を効率的に学習したいという外国人県民のニーズに応え、生活場面と密着したコミュニケーション能力の習得のための「すぐに役立つ日本語講座」を実施した。各地の日本語教室は、外国人県民が定期的に集まることから、学習の場としてだけでなく災害時には安否確認等のセーフティネットとしての機能も期待される。このような見地から、地域での日本語教室開設・運営への支援にも取り組んだ。

住居の確保や暮らし、保健・医療・福祉については、多言語での情報提供が進められた。特に医療については、兵庫県医師会の協力の下、地域別・言語別の医療機関情報を兵庫県国際交流協会ホームページで提供した。平成十九年度には、医療現場において通訳する際の心構え、患者や医療スタッフとの接し方についての研修会をNGOと協働して開催し、平成二十二年度から二十四年度にかけては、外国人の医療問題についてのセミナーを開催した。また、平成二十五、二十六年には、外国人県民と接する担当者等を対象に

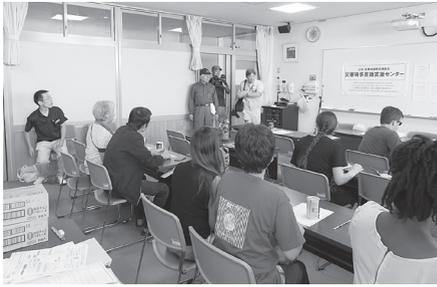


写真 175 外国人県民が参加する防災・救急訓練（兵庫県国際交流協会提供）

「やさしい日本語」表現を学ぶ「医療現場で役立つ日本語研修会」を開催した。平成三十年度には、医療通訳を実施する外国人支援団体に対する助成を開始している。

外国人県民の就業の支援と就業環境の充実、その生活の安定のために欠かせない。深刻化する労働力不足への対応という観点からも必要である。平成三十年十二月、「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が成立し、人材確保が困難な状況にある産業分野で専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れる「特定技能制度」が創設されたことによって、外国人材のさらなる増加が見込まれた。県においては離職者等再就職訓練事業などが実施されている。

防災への意識啓発、災害時の支援体制の整備も、生活基盤づくりの一部を構成する。災害が起きた場合、外国人県民が必要な情報を得ることが難しいと想定されるため、特別な支援が必要となる。ITを活用した災害関連情報の提供の拡充が進む中、外国人県民に向けた情報発信についても整備が進み、平成十八年からは英語、中国語など多言語で災害情報等を発信する「ひょうごEネット」の運用が開始された。また県は、平成二十四年度から二十六年度にかけて外国人県民を対象とした九カ国語の防災ガイドブックを作成し、防災教室を開催した。平成二十六年からは、国際交流協会が外国人県民とともに県実施の総合防災訓練に参加した。

また、県による外国人県民インフォメーションセンターのほか、市町等に

においても、多言語対応の相談窓口を設置しており、外国人県民からの相談に対応している。

④誰もが参加できる活力ある地域づくりは、人口の中で占める割合が増え続ける外国人県民の地域づくりへの参加を促す取組である。平成十一年に創設された兵庫県外国人県民共生会議は、行政と外国人コミュニティが外国人県民を取り巻く課題について対話し議論する場となっている。ビジネス人材、留学生等の積極的な受入れも地域の活性化に寄与すると期待される。県は、前述の外国・外資系企業の誘致のほか、留学生に対する支援や県内企業への就職促進に取り組んだ。具体的には、私費外国人留学生を対象とする奨学金制度の創設、外国人留学生の県内企業等におけるインターンシップ、県内中小企業・留学生の就職マッチング事業などを実施したほか、外国人留学生の採用に対して、県内中小企業への奨励金支給を行う事業を開始した。

第五節 ツーリズムの新展開

一 観光立国の推進と県観光施策の総合的展開

観光立国 平成二十五（二〇一三）年度の訪日外国人旅行者数は、一〇三六万人となり、十五年以来目標とへの取組 されていた一〇〇〇万人を達成した。我が国では、平成十五年一月に、当時の小泉純一郎内

閣総理大臣がいわゆる「観光立国宣言」を発して以降、観光振興は国策の重要な柱の一つとして位置づけら